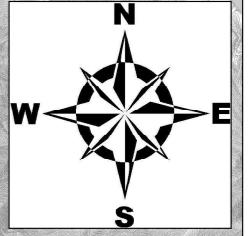


銚子川水系銚子川・岩井谷川・小谷小屋川・清五郎滝川・又口川・古和谷川・クチスボ谷川・キヨラ谷川 洪水浸水想定区域図 (計画規模)



位置図

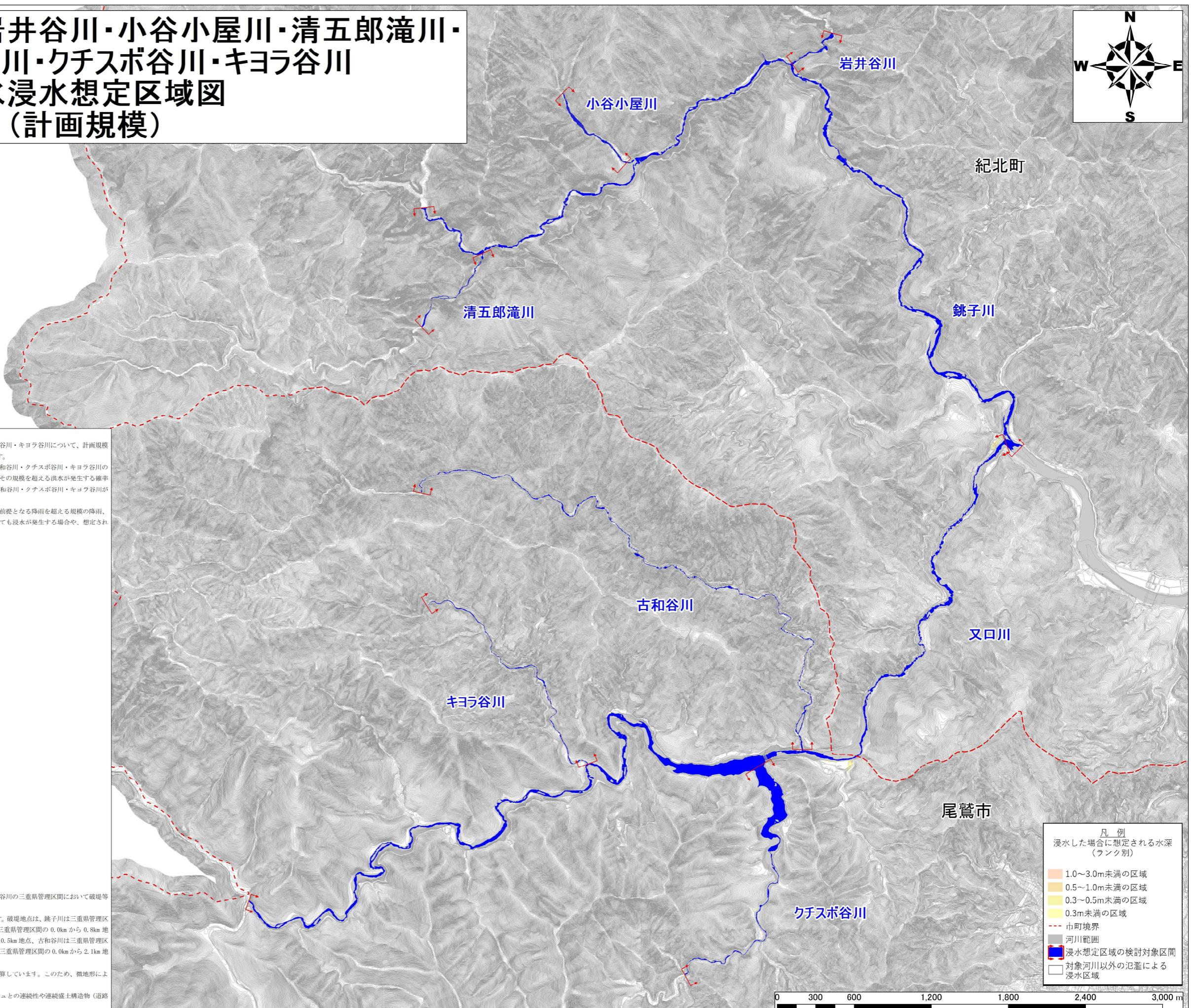


1. 説明文

- (1) この図は、銚子川水系銚子川・岩井谷川・小谷小屋川・清五郎滝川・又口川・古和谷川・クチスボ谷川・キヨラ谷川について、計画規模降雨により浸水が想定される区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
- (2) この洪水浸水想定区域図は、公表時点の銚子川・岩井谷川・小谷小屋川・清五郎滝川・又口川・古和谷川・クチスボ谷川・キヨラ谷川の河道の整備状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる年超過確率1/30（毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/30(33%)）の降雨に伴う洪水により銚子川・岩井谷川・小谷小屋川・清五郎滝川・又口川・古和谷川・クチスボ谷川・キヨラ谷川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものであります。
- (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の（決壊による）氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この浸水が想定される区域においても浸水が発生する場合や、想定される浸水が実際の浸水深と異なる場合があります。

2. 基本事項等

- (1) 作成主体 : 三重県
 - (2) 公表年月 : 令和4年5月24日
 - (3) 対象となる河川
 - ・銚子川水系銚子川 検討対象区間 左岸：北牟婁郡紀北町相賀から北牟婁郡紀北町便ノ山まで 右岸：北牟婁郡紀北町相賀から北牟婁郡紀北町小山浦まで
 - ・銚子川水系岩井谷川 検討対象区間 左岸：北牟婁郡紀北町相賀から銚子川合流点まで 右岸：北牟婁郡紀北町相賀から銚子川合流点まで
 - ・銚子川水系小谷小屋川 検討対象区間 左岸：北牟婁郡紀北町相賀から銚子川合流点まで 右岸：北牟婁郡紀北町相賀から銚子川合流点まで
 - ・銚子川水系清五郎滝川 検討対象区間 左岸：北牟婁郡紀北町相賀から銚子川合流点まで 右岸：北牟婁郡紀北町相賀から銚子川合流点まで
 - ・銚子川水系又口川 検討対象区間 左岸：尾鷲市大字南浦から又口川合流点まで 右岸：尾鷲市大字南浦から又口川合流点まで
 - ・銚子川水系古和谷川 検討対象区間 左岸：尾鷲市大字南浦から又口川合流点まで 右岸：尾鷲市大字南浦から又口川合流点まで
 - ・銚子川水系クチスボ谷川 検討対象区間 左岸：尾鷲市大字南浦から又口川合流点まで 右岸：尾鷲市大字南浦から又口川合流点まで
 - ・銚子川水系キヨラ谷川 検討対象区間 左岸：尾鷲市大字南浦から又口川合流点まで 右岸：尾鷲市大字南浦から又口川合流点まで
 - (4) 算山の前提となる降雨
 - (5) 関係市町 : 尾鷲市、紀北町
 - (6) その他計画条件
- ①この図は、銚子川・岩井谷川・小谷小屋川・清五郎滝川・又口川・古和谷川・クチスボ谷川・キヨラ谷川の三重県管理区間において破堤等が起きた場合の洪水浸水想定区域を示しています。
- ②この図は、銚子川において一定の条件で破堤等をさせたときの氾濫計算結果を基に作成したもので、破堤地点は、銚子川は三重県管理区間の5.6kmから13.8km地点、岩井谷川は三重県管理区間の0.0kmから0.5km地点、小谷小屋川は三重県管理区間の0.0kmから0.8km地点、清五郎滝川は三重県管理区間の0.0kmから0.9km地点、又口川は三重県管理区間の0.0kmから10.5km地点、古和谷川は三重県管理区間の0.0kmから5.1km地点、クチスボ谷川は三重県管理区間の0.0kmから2.5km地点、キヨラ谷川は三重県管理区間の0.0kmから2.1km地点において想定したものであります。
- ③氾濫計算は、対象区域をおよそ5m格子（計算メッシュ）というに分割して、これを1単位として計算しています。このため、微地形による影響が表せていない場合があります。
- ④洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュ毎の想定浸水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や連続盛土構造物（道路や鉄道の盛土など）等を考慮して固形化しています。



三重県国土整備部 令和4年5月

この地図の作成に当たっては、越美山系砂防事務所長の承認を得て、同事務所作成の航空レーザー測量成果を使用いたものです。（承認番号：令和3年4月23日付国部整越調第9号）
この地図は、三重県市町総合事務組合管理者の承認を得て、同組合所轄の「2017三重県共有デジタル地図（数値地形図2500（道路線1,000））」を使用し、調整したものである。（承認番号：三総合地第11号）本成果を複製あるいは使用して地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とする。